

○熊野町個人番号の利用に関する条例

平成27年12月 8 日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び県との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、町長が行う別表第1の右欄に掲げる事務、別表第2の中欄に掲げる事務及び町長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 町長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 熊野町長	乳幼児医療費支給条例（平成10年熊野町条例第6号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「乳幼児医療費支給事務」という。）
2 熊野町長	熊野町児童医療費支給条例（平成22年熊野町条例第1号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「児童医療費支給事務」という。）
3 熊野町長	熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年熊野町条例第21号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「ひとり親家庭等医療費支給事務」という。）
4 熊野町長	重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年熊野町条例第24号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重度心身障害者医療費支給事務」という。）

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 熊野町長	乳幼児等医療費支給事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報
2 熊野町長	児童医療費支給事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報
3 熊野町長	ひとり親家庭等医療費支給事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報及び生活保

		護関係情報
4 熊野町長	重度心身障害者医療費支給事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による医療給付に関する情報及び生活保護関係情報

○熊野町個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月25日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊野町個人番号の利用に関する条例（平成27年熊野町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児医療費支給条例施行規則（昭和48年熊野町規則第11号）第3条に規定する乳幼児医療費の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (2) 乳幼児医療費支給条例施行規則第5条に規定する乳幼児医療費の支給の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (3) 乳幼児医療費支給条例施行規則第9条に規定する乳幼児医療費の受給資格に関する事項の変更の届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童医療費支給条例施行規則（平成22年熊野町条例第11号）第6条に規定する児童医療費の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (2) 児童医療費支給条例施行規則第8条に規定する児童医療費の支給の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (3) 児童医療費支給条例施行規則第12条に規定する児童医療費の受給資格に関する事項の変更の届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成7年熊野町規則第16号）第3条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (2) 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条に規定するひとり親家庭等医療費の支給の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務

- (3) 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第8条に規定する熊野町ひとり親家庭等医療費の受給資格に関する事項の変更の届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年熊野町規則第10号）第3条に規定する重度心身障害者医療費の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度心身障害者医療費支給条例施行規則第5条に規定する重度心身障害者医療費の支給の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
- (3) 重度心身障害者医療費支給条例施行規則第7条から第10条までに規定する重度心身障害者医療費の受給資格に関する事項の変更の届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に関する事務

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。